


一般質問通告書

次のとおり質問したいので通告します。

平成 28 年 5 月 26 日

山北町議会議長 府 川 輝 夫 殿

受付番号	第 7 号	質問議員	10 番	小 栗 直 治	
件 名	山砂利採取跡地について				
要 旨					
山北町清水地区で、昭和 43 年から「山砂利採取事業」が始まり、そろそろ最終年度を迎えようとしています。先般 4 月 27 日の議会全員協議会において、町側から採取事業の経過と事業概要、採取跡地の平地化計画について説明がありました。					
現在までの申請状況では、平成 34 年度で 54 年間続いた山砂利採取事業が終了する事、長期間法定外普通税として町づくりに貢献してきたことを改めて確認しました。					
採取跡地の平地化計画の推進とこれからの土地利用をどう考えるのか。その考えの中に、山北町の課題である『町の人口増、世帯増、若者の定住、雇用拡大の企業誘致』に結びつける政策があるのか次の 4 点の質問をします。					
① 事業採取地には土砂流失防備保安林の指定がされているところがあります。採取事業中は保安林解除予定林で事業展開はできますが、事業終了後平地林を造成し保安林解除手続きをする必要があります。この許認可業務の進捗状況について伺います。					
② 山砂利採取跡地の平地化計画は、清水透間地区の裏山に当たります。防災上の安全対策工事についての進捗状況と、チェック体制はいかがか。					
③ 山北町には山砂利採取指導要綱が定めてあり、これに基づき町は業者に指導をしてきたと思いますが、どのような指導、助言をしてきましたか。					
④ 事業跡地のすべての許認可、安全対策工事終了後、国土交通省が提唱している『コンパクトシティ』構想を含む新しい街づくりの実現に向け、土地活用の新たな利用方法の検討をはじめていますか。					